大野市電子入札心得

この心得は、大野市電子入札システム(福井県電子入札システム共同運用によるもの。 以下「電子入札システム」という。)により実施する建設工事等の入札について、大野 市契約規則第20条第10号にいう入札の条件とする。

- 第1 入札書は、所定の手続により指定された時刻までに市の使用に係る電子計算機のファイルに記録されていなければならない。
- 第2 入札参加者は電子入札システムに登録された適正な I Cカードを用いて、入札手 続を行わなければならない。
- 第3 電子入札において、紙入札を行うことを承認された者が行う入札手続に係る条件 については、大野市電子入札運用基準、大野市建設工事電子入札運用要領及び紙入 札承認通知書に定めるほかは、従来の紙入札の例によるものとする。
- 第4 特定の入札案件について構成される共同企業体(以下これらを「企業体」という。) が入札参加者の場合は、当該企業体の代表者は、あらかじめ当該企業体の代表者を 入札代理人とする旨の委任状をすべての構成員(代表者を除く。)から徴し、入札 執行者に提出しなければならない。
- 第5 入札参加者は、入札書が市の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後は 開札の前後を問わず入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 第6 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は、初回を合わせて2回を限度とする。ただし、 設計額を事前に公表した場合においては、これを超える金額をもって行った入札は 無効とする。

なお、大野市契約規則第20条に該当する無効な入札を行った者は、再度の入札 が行われる場合においても、これに参加させない。

- 第7 再度の入札執行は、前回の開札終了後、入札執行者の指定する時刻に行うものと する。
- 第8 入札参加者は、開札に伴う一連の手続が完了するまでは電子入札に係る電子計算機の近辺において待機していなければならない。
- 第9 入札参加者は、入札書受付締切日時前において、入札書を送信するまでは、入札 辞退届を送信することにより、いつでも入札を辞退することができる。
 - なお、入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札 参加者については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があっ たものとみなす。
 - 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを

受けるものでない。

- 3 指名競争入札において入札参加者が2人未満になったときは、入札を打ち切る。
- 第10 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 第11 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等により、入札を公正に執行する ことができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入 札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 第12 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格制度実施要領に基づき最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 第13 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和4 1年条例第53号)第2条に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、 議会の議決がなされた時、これを本契約とみなす。
 - 2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者が大野市から入札参加の資格制限又は指名停止若しくは指名除外(以下「指名停止等」という。)を受けた場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。
 - 3 第1項に該当する契約以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、大 野市から入札参加の資格制限又は指名停止等を受けた場合は、契約を締結しないこ とがある。
 - 4 前2項の規定により仮契約を解除し、又は契約を締結しない場合において、市は一切の損害賠償の責を負わない。
- 第14 建設業法(昭和24年法律第100号)において規定されている工事現場の配置予定技術者の専任制等の確認を落札後契約前に実施し、その後契約を締結する。
 - 2 前項の確認の結果、適正に技術者を配置することができないことが判明した場合は、契約を締結しないことがある。 なお、この場合において、市は、一切の損害 賠償の責を負わない。

(施行日 令和4年4月1日)

(施行日 令和5年4月1日)